

小山川クリーンセンター職員が受付時間外に家庭ごみを搬入したことについて

1 概要

職員が小山川クリーンセンター（以下この項に限り「センター」という。）の受付時間外に自宅で不要となった家庭ごみを搬入した事実が発覚いたしました。

非違行為の概要は、次のとおりです。

区分	職名等	非違行為
1	会計年度任用職員	自ら所有する軽トラックを使用して、祝日の受付時間外に自宅で不要となった可燃ごみ及び不燃ごみをセンターへ搬入した行為
2	主査	年に3回から4回程度、受付時間外に自宅で不要となった不燃ごみ及び資源ごみをセンターへ搬入した行為
3	主査	2か月に1回程度、受付時間外に自宅で不要となった粗大ごみをセンターへ搬入した行為
4	主査	週に2回程度、自宅で不要となった可燃ごみと少量の不燃ごみを受付時間外にセンターへ搬入した行為
5	主査	週に1回から2回程度、自宅で不要となった可燃ごみを受付時間外にセンターへ搬入した行為
6	主任技能員	年に3回から4回、庭の除草や枝切りなどで発生した可燃ごみや新聞等を受付時間外にセンターへ搬入した行為
7	主任技能員	年に2回から3回、自宅で不要となった布団等の粗大ごみや雑誌等を受付時間外にセンターへ搬入した行為
8	主任技能員	週に1回から2回、自宅で不要となった家庭ごみを受付時間外にセンターへ搬入した行為
9	主任技能員	年に3回から4回、自宅で不要となった電化製品等の不燃ごみを受付時間外にセンターへ搬入した行為

2 職員への措置等

(1) 対象職員への措置内容等

	所 属	職 名	措置内容	備 考
1	小山川 クリーン センター	会計年度任用職員	訓告	外部指摘により発覚
2		主査	訓告	自主申告・類似加重
3		主査	訓告	自主申告・類似加重
4		主査	文書注意	自主申告
5		主査	文書注意	自主申告
6		主任技能員	文書注意	自主申告
7		主任技能員	文書注意	自主申告
8		主任技能員	文書注意	自主申告
9		主任技能員	文書注意	自主申告

(2) 管理監督者への指示

小山川クリーンセンター長 指導監督の徹底と再発防止策の策定指示

(3) 措置発令日 令和3年12月15日

3 再発防止について

児玉郡市地域のごみ処理に関して、適正搬入や減量化を指導・推進すべき当組合の職員として、規律を遵守する認識が不足し、本事案を発生させてしまったものです。本件を全職員に周知するとともに、今後策定する組織的な再発防止対策を実施し、住民の信頼を回復できるよう努めてまいります。